

主な記事

経産省等の7年度税制改正要望 2面
滞納残高が4年連続で増加 3面
特集・役に立つ消費税実務問答集 5~8面

非上場株式の相続巡る評価通達6項訴訟

納税者が非上場株式等を相続で取得した際の相続税の申告を巡り、課税庁が財産評価基本通達6項を適用して更正処分等を行ったこと是非が争われてい

判断は地裁から大幅に変更

本件では、平成26年6月に亡くなった被相続人の相続人ら(妻と子2人)が、相続により取得した被相続人が代表取締役を務めていた非上場法人の株式等を評価通達の定める方法で評価(1株当たり8186円)して相続税の申告をした。これに対し、課税庁が本件相続に係る財産のうち株式の価額は、評価通達の定めにより評価することが著しく不適当と認められると

賃上げ税制

調整方法が異なるので注意

令和6年度税制改正の賃上げ促進税制について、経産省から全企業向け、中堅企業向けのガイドブックが公表されている(8月12日号1面参照)。同税制の計算手順については、(1)継続雇用者の特定、(2)適用要件(賃上げ率)の計算、(3)税額控除額の計算となっ

調整方法が異なるので注意

賃上げ税制の調整方法が異なるので注意。賃上げ促進税制について、経産省から全企業向け、中堅企業向けのガイドブックが公表されている(8月12日号1面参照)。同税制の計算手順については、(1)継続雇用者の特定、(2)適用要件(賃上げ率)の計算、(3)税額控除額の計算となっ

る訴訟の高裁判決が8月28日、東京高裁であった。同高裁(梅本圭一朗裁判長)は判断について大幅に変更を加えつつも、処分を違法として取り消した地裁の判決(2月5日号2面参照)を支持し、一審で取れていた側の控訴を棄却した。

「前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合」は、前事業年度の月数が6月以上である場合は、前事業年度の雇用者給与等支給額を、適用事業年度の月数分に合わせて増加させる形で調整する。

「最高裁令和4年判決は、評価通達の適用の有無に当たり、被相続人が相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮して」とした上で、被相続人と納税者らにこれに類する行為があったとは認めがたいと指摘。そうである以上、本件被相続人または納税者らの行為に着目し

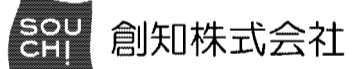
「前事業年度の月数が適用事業年度の月数に満たない場合」は、前事業年度の月数が6月以上である場合は、前事業年度の雇用者給与等支給額を、適用事業年度の月数分に合わせて増加させる形で調整する。

今の顧問報酬は適正額ですか？



顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)



創知株式会社 www.souchi.jp

信頼いただける財協の税務関係図書

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
「国税通達データベース」(税のしるべ電子版) アクセスは、
次のアドレスで: <https://www.zakkyo.or.jp>

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1080頁・定価4400円(税込)
令和6年版 改正税法のすべて
別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」

◆本書6訂版では、信託における適格請求書(インボイス)の実務、賃貸不動産を信託する際の手続、借地権の信託と混同による消滅、受益権に対する質権設定、法人課税信託にかかる消費税の取扱い、信託契約書作成上の注意点、受益権の譲渡手続など、実務で論点になるような設問を新たに加え、信託の基本的な構造と権利関係及び民法、信託法、税法と複雑に絡み合った信託の取扱いをQ&A形式で実務的かつ網羅的に具体的な事例を交えながら詳解。

大蔵財務協会 編 ▼A5判・730頁・定価4620円(税込)
4訂版 株式譲渡・相続・贈与に役立つ 非上場株式等の評価Q&A
株式を評価する機会には相続や贈与にとどまらず、個人や法人が非上場株式を譲渡する場合や合併、増資、新株引受権の付与など益々増えていくものと考えられる。本書では、特に難解とされる非上場株式の評価に着目し、課税の前提となる非上場株式の評価の仕方を最新の事例・判例等を含め基本的なものから応用までをQ&A形式で分かりやすく解説。

佐藤敏郎 著 ▼A5判・150頁・定価2200円(税込)
対話でわかる! インボイス制度・電子帳簿保存法への実務対応
電子帳簿保存法の「電子取引データ保存」とインボイス制度は、どちらも取引関係書類に関するルールで、今後は、新たに導入されたインボイス制度と改正された電子帳簿保存法の2つの制度に対応が必要だ。本書は、電子帳簿保存法とインボイス制度のそれぞれの概要と関係性及び実務で対応するにあたってのポイントを、対話形式と図表によりわかりやすく解説します。

木山泰嗣 著 ▼A5判・500頁・定価3300円(税込)
リーガルマインドで読み解く 重要税務判例20選
本書は好評既刊「税務判例が読めるようになる」の改題拡充版です。基本的かつ重要な20の税務判例を「リーガルマインドで読み解く」ことを主眼とし、判例評釈や判例評論の集積である「判例集」とは異なる観点からケーススタディによりわかりやすく解説。実際の判例示のどのような部分に法理論や体系的な考え方が息づいているかなど、具体的に理解できる冊。

笹島修平 著 ▼A5判・620頁・定価3520円(税込)
6訂版 信託を活用した新しい相続・贈与のすすめ
本書6訂版では、信託における適格請求書(インボイス)の実務、賃貸不動産を信託する際の手続、借地権の信託と混同による消滅、受益権に対する質権設定、法人課税信託にかかる消費税の取扱い、信託契約書作成上の注意点、受益権の譲渡手続など、実務で論点になるような設問を新たに加え、信託の基本的な構造と権利関係及び民法、信託法、税法と複雑に絡み合った信託の取扱いをQ&A形式で実務的かつ網羅的に具体的な事例を交えながら詳解。

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1080頁・定価4400円(税込)
令和6年版 改正税法のすべて
別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」

各官庁の7年度税制改正要望が判明

経済産業省や国土交通省の令和7年度税制改正要望が明らかになった。経産省は、中小企業経営強化税制において100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等、自治体と連携した民間事業者による用地整備において地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける産業用地整備促進税制の創設、事業承継税制の特例措置において役員就任要件の見直しなどを求めた。国交省は、住宅ローン減税等に係る子育て世帯に対する支援措置や外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しなどを要望した。

中小企業経営強化税制に上乗せ措置

100億企業の創出を推進

経産省

中小企業経営強化税制において、上乗せ措置の創設等と適用期限の2年間延長を求めた。上乗せ措置は、成長志向の高い中小企業を更に後押しし、売上高が100億円を超え、経済成長を実現する上野(仮称)「1」に対する新たな枠を設け、また、

企業のような成長中小企業を創出することが重要としている。地域未来投資促進税制では、拡充と適用期限の2年間延長を求めた。地方公共団体が戦略的に重点支援を行う産業分野「重点促進分野(仮称)1」に対する新たな枠を設け、また、

大型投資へのインセンティブをより一層高めるため、同税制適用期限内に国の確認を受けた対象事業について、計画期間内(最大5年以内)に投資を完了したものを適用対象とするとした。

新設を要望した産業用地整備促進税制については、産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、自治体による用地整備と同様に、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設けるとした。

そのほかには、中小企業投資促進税制の2年間延長、中小企業者等の法人税率の特例の2年間延長、中小企業防炎・減災投資促進税制の2年間延長、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の2年間延長等を要望した。

岸田文雄首相が自民党総裁選への不出馬を表明し、首相が交代することが確実となった。新たな自民党総裁は9月27日に選出され、10月初旬にも召集される臨時国会で首相に就く見通しだ。★新首相の決断次第となるが、早期に衆院解散、総選挙が行われるとの見方がある。過去4回の衆院解散がいずれも秋だったこと、新首相としては刷新感があるうちに選挙を行いたいと思うだろうことなどを考えれば、その方がむしろ自然なように感じる。★仮に解散、総選挙となれば、税制改正を含むさまざまな約が与野党を問わず出されるかもしれない。他方で、与野党いずれが政権を獲得したとしても、通常であれば年末までに行われる次年度予算編成や税制改正の議論の日程はかなり窮屈となる。しばらくは政治の動きから目が離せない。(こ)

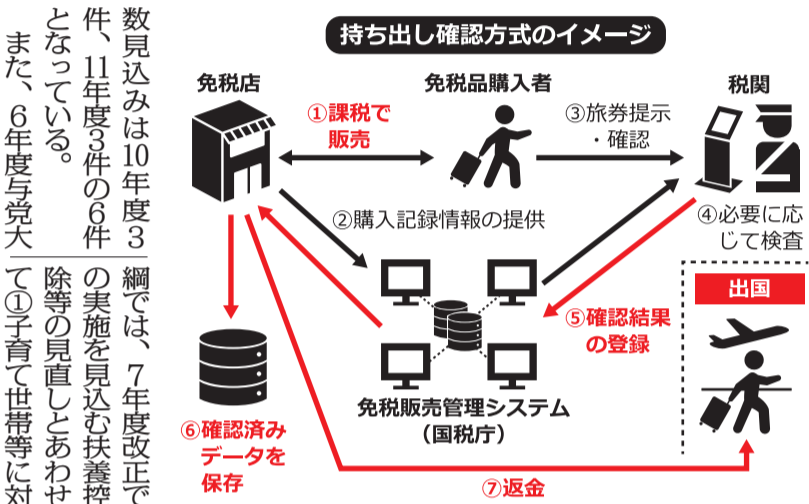
持ち出し確認方式に移行

消費税免税制度「通常生活の用に供する物品の判断不要へ」

国交省

老朽化マンション等の急増に対応すべくマンション建替円滑化法の改正が検討されている中で、同改正によって新設を検討しているマンション取壊し敷地売却事業やマンション更新事業(いずれも仮称)等の施行者である組合の収益事業以外の所得に係る法人税、法人住民税、法人事業税を非課税とする特例措置

置の創設を要望。また、6年度与党税制改正大綱の中で、7年度改正で結論を得るとしていた住宅ローン減税等に係る子育て世帯等に対する支援措置と同様に7年度改正で制度の詳細について結論を得る細いとしていた外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しなども求めた。



また、6年度与党大綱では、7年度改正で実施を見込む扶養控除等の見直しとあわせて①子育て世帯等に対する見込みは10年度3件、11年度3件の6件となっている。

改正産競法の施行日は9月2日。「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日」を定める政令などが8月27日に閣議決定され、同日30日に公布された。同法の施行期日は一部の規定を除き、令和6年9月2日となっている。改正産競法では、例え事業再編計画の記載事項や認定要件などが規定されている。

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121 (代表)

地域に拓き、貢献する
優良企業

ENEOS株式会社 特約店
ENEOSグローブ株式会社

株式会社 武重商会

本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)
長野支社 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)
松本支社 松本市高宮東1-30 電話 松本27-6111(代表)

M&A悪質な買手の情報を共有へ

10月から自主規制団体が運用開始

M&A仲介業の自主規制団体である一般社団法人M&A仲介協会は8月26日、不当なM&A取引の防止を目的に10月1日から悪質な譲受け事業者(買手)の情報を会員間で共有する「特定事業者リスト」の運用を開始すると発表した。また、会員が不当なM&A取引に関する情報を防止し、顧客企業およびその利害関係者の被害を抑制するために策定したルールである「特定事業者の情報共有の仕組みに関する規約」を策定し、同様に10月1日の施行を予定している。

同協会は、中小企業・小規模事業者の解決策の中心としてM&Aが広がり、悪質な譲受け事業者の存在が問題になってきた(6月10日号4面参照)。悪質な譲受け事業者の行いとして、譲渡企業としての経営権を取得後、譲渡側経営者の個人保証の解除を行わず、対象会社の現金などの資産を抜き取った上で、そのまま事業を放置した事例が報告されている。また、悪質な譲受け事業者の存在が問題になってきた(6月10日号4面参照)。悪質な譲受け事業者の行いとして、譲渡企業としての経営権を取得後、譲渡側経営者の個人保証の解除を行わず、対象会社の現金などの資産を抜き取った上で、そのまま事業を放置した事例が報告されている。

マイナンバーカード対面確認アプリをリリース

携帯等契約時の対面での本人確認

ICチップ読み取りが義務化

デジタル庁は8月20日、防止法により本人確認が求められる民間事業者や自治体が利用できる「マイナンバーカード対面確認アプリ」をリリースした。このアプリは、マイナンバーカードのICチップを読み取り、本人確認を行うことができる。また、ICチップの読み取りが義務化されることになった。

着眼大局

◀90▶

岸田内閣に思う

8月14日、岸田文雄自民党総裁は9月の総選挙不出馬表明、岸田政権は3年で終わることとなった。昨年末に発覚した清和会のパーティー券収入の帳簿不記載を巡る不祥事に端を発した自民党の政治資金問題で、岸田総裁は、清和会幹部の要職離職処分、派閥解消宣言、政治資金規正法改正案を国会に提出したが、世の批判は収まらず、法案成立のため与野公明党維新の会からの修正要求案を丸呑みし自民党内の反発もかった。内閣支持率は低迷、このままでは選

挙を戦えないとの党内の批判を受けての不出馬宣言と受け止められている(政治資金は古くて新しい問題である)。発足当初から昨年の広島サミット頃までは順調であったが、幕切れはあっけなかったと感じる。

総選挙で勝利、4年7月10日の参院選挙も勝利。しかし、7月8日参院選で奈良遊説中の安倍元総理暗殺事件発生、犯行動機が統一教会問題と分かり、それを契機に統一教会と自民党とのつながりが明らかとなり、以降、尾を引く問題となった。

ロシアのウクライナ侵攻は台湾有事を連想させ、日本国民に自国防衛の必要を実感させた。そうした情勢を踏まえて4年11月、総理は9年度までに防衛予算をGDPの2% (NATO並みの水準、5年度で43兆円(4年度予算の5年分は25・9兆円))に引き上げることを決めた。憲法9条についての国民の認識にも変化がみられる。

5月の広島サミット開催を中心に注力している。岸田政権は、今日、必要とされる多くの施策を展開したが、重要な課題である財政再建には具体的な進展がみられなかった。それ故であるのか、上記主要政策実現に先行きの不透明さを感じる。総理独断の批判もある。

次期政権には、景気の持続と財政再建、そして、難しい世界情勢の中で巧みな外交、国勢回復を期待したい。(匡)

ii 4年2月24日、ロシアがウクライナ侵攻、政権は、西側一員としてウクライナ支持、経済支援。戦争を契機に穀物、石油ガスの価格急騰、ドル高円安(日米金利差に依る)もあって、安定していた国内物価が上昇、それが賃金引上げ、景気回復につながった。景気と物価対策はこれからも大きな課題である。

iii 5年6月、少子化問題への対応として、こども未来戦略方針を閣議決定。今後3年を集中取組期間とし、「こども家庭庁」予算(4年度4・7兆円)を5割増することとした(児童手当、出産費用など)。

iv 昨今の物価対策に多額の国

対面確認アプリをリリースした。事業者等がスマートフォンにダウンロードし、対面での本人確認の際に、顧客等が暗証番号を入力することなく、マイナンバーカードのICチップの情報を読み取ることで、厳格な本人確認をすることができ、携帯電話等の契約時の本人確認において、マイナンバーカードなどのICチップの読み取りを義務化する。また、ICチップの読み取りが義務化されることになった。

同アプリでは、事業者等が、顧客等から提示されたマイナンバーカードの券面にある照合番号と偽造困難なICチップを読み取ることで、カードの券面が真正であるかを判別し、対面での本人確認ができる。券面情報はカメラとOCR(光学文字認識機能)で照合し、顧客の本人確認義務が課されている。

税理士及び税理士法人は、同法により、特定の業務・取引について、顧客の本人確認義務が課されている。

企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

一般社団法人 **東京法人会連合会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL03-3357-0771
<https://www.tohoren.or.jp>



従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

TKK 公益財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL03-3357-1641
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



役に立つ消費税実務問答集

消費税は導入以来、税率の改正、軽減税率制度・インボイス制度の導入のほか各種の制度改正が行われてきました。特にインボイス制度の導入により、多数の事業者が新たに納

税義務者になるなど多くの事業者に大きな影響がありました。そこで、本稿においてはインボイス制度を含め消費税の課税関係に関する疑問及び令和6年度の消費税の主な改正事

項等を中心に実務に直結した消費税の取扱いについて解説することとします。

税理士 宮川 博行

課税関係に関するQ&A

【納税義務者】

基準期間の課税売上高を計算する場合の注意点

Q1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合には、消費税の納税義務が免除されますが、この基準期間の課税売上高の計算に当たって、注意することはありますか。

A その課税期間の基準期間（原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高（課税売上げの金額と免税売上げの金額の合計額から対価の返還等に係る金額を控除した金額で、消費税額及び地方消費税額を含まない金額）が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。基準期間の課税売上高が1,000万円以下かどうかを判定するに当たっては、次の点に注意してください。

① 事業用資産の譲渡の有無

事業用に供している建物、機械などの売却は、課税の対象となりますから、基準期間中に行った事業用資産の売却についてもその譲渡の対価の額を基準期間の課税売上高に含める必要があります。

② 基準期間が免税事業者であった場合の課税売上高の計算

免税事業者の売上げには消費税が課されないことから、基準期間である課税期間において免税事業者であった場合の課税資産の譲渡等の対価の額は、その期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に伴って收受し、又は收受すべき金銭等の全額となります。したがって、いわゆる税抜き計算の処理をせず、1,000万円の判定を行うこととなります。

③ 基準期間が1年でない法人の場合

基準期間が1年でない法人は、課税売上高を計算する場合に12月（1年）に換算します。

④ 適格請求書発行事業者の登録を受けている場合

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、納税義務は免除されません。

⑤ 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間は課税事業者となります。ただし、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます（いずれを適用するかは、事業者の任意となっています。）。
※ 「特定期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間をいいます。

【課税の対象】

適格請求書発行事業者以外の事業者との共有資産を譲渡した場合

Q2 事務所や居住用のマンションなどの賃貸業を営む個人事業者で、適格請求書発行事業者の登録を受けています。

この度、親族1人と共同所有している賃貸用資産であるマンションを譲渡することになりましたが、この共同所有者である親族は免税事業者であり、適格請求書発行事業者の登録も受けていません。この建物の譲渡に係る取引の消費税の取扱いはどのようになりますか。また、適格請求書の記載事項などどのような対応が必要となるのでしょうか。

なお、マンションの建物の譲渡価格は2,200万円で、持分割合は、それぞれ2分の1となっています。

A 適格請求書発行事業者には、一定の場合を除き、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、課税事業者である相手方からの求

めに応じて適格請求書を交付する義務があります（消法57の4①）。したがって、マンションの貸付先や譲渡先から適格請求書の交付を求められた場合は、適格請求書を交付する必要があります。

これに対して、共同所有者の親族は、免税事業者とのことですから、適格請求書の交付を求められた場合においても、適格請求書を発行することはできません。

仕入税額控除の要件として、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になりますから、買手である事業者は、売手である事業者に対して適格請求書の交付を求めることとなりますが、適格請求書を発行できない免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者との取引に係るものは、適格請求書の交付が受けられないため、仕入税額控除ができないということになります。

このようなことから、取引に当たっては、十分な協議を行う必要がありますが、一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられていますので協議の参考としてください（28年改正法附則52、53）。

一方、適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者以外の者と資産を共有している場合、その資産の譲渡や貸付けを行った場合は、その共有物に係る資産の譲渡等の金額を所有者ごとに合理的に区分することとされています（消基通1-8-7前段）。つまり、所有者ごとに取引に係る金額を合理的な基準により区分することになります。具体的には、例えば、持ち分割合などの所有割合により区分することは、合理的であると認められますので、この割合により取引を区分することになります。

したがって、適格請求書発行事業者である貴殿は、建物の売却代金のうち、貴殿の所有割合である2分の1の割合に対応する部分を基礎として、適格請求書を交付することになります。

具体的に適格請求書に記載する事項としては、自己の部分に係る資産の譲渡等の金額に基づき算出することとされています（消基通1-8-7後段）。つまり、適格請求書を発行する適格請求書発行事業者である事業者の合理的に区分された資産の譲渡等の金額（自己の部分に係る資産の譲渡等の金額）に基づいて適格請求書を作成することになります。

例えば、ご照会の場合のそれぞれの金額は次のようになります。

○ 課税資産の譲渡等に係る税込価額

（譲渡金額）2,200万円 × （持分割合）1/2 = 1,100万円

○ 消費税額等

（税込価格）1,100万円 × 10/110 = 100万円

フランチャイズ手数料等の取扱い

Q3 当社は、大手のチェーンストアグループ傘下のフランチャイズ店を経営しています。当社のようなフランチャイズ店では、毎月売上高の何%というように定められた金額を経営指導料、フランチャイズ手数料、ロイヤリティーなどの名目でグループの主宰法人に支払っています。

当社としては、このフランチャイズ手数料等は必ず一定割合で支払うこととなりますから、売上金額からこのフランチャイズ手数料等を差し引いた正味の金額を課税売上として処理できないかと考えていますが、問題はありますか。

A 一般的に、「経営指導料」名目のものは、販売、仕入の手法や財務面の指導をするという役務の提供の対価と考えられます。また、「フランチャイズ手数料」及び「ロイヤリティー」名目のものは、グループ傘下の店舗として、統一された名称の使用、グループの共同広告の分担金、経営指導等の役務の提供の対価及び商標又は意匠等の権利やノウハウの使用の対価としての性格を有するものと考えられます。

つまり、これらはいずれも消費税の課税の対象となるものですから、課税資産の譲渡等の対価ということになります。したがって、これらはフランチャイズ店側の課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります。貴社にとって、フランチャイズ手数料等に係る取引は、グループの主宰法人との間の取引であり、店での商品の販売に係る取引とは別の取引ですから、フランチャイズ手数料等は課税仕入れとして、商品の売上金額は課税売上としてそれぞれの金額を計上して処理する必要があります。また、フランチャイズ手数料等の課税仕入れは、主宰法人から受け取る適格請求書の保存を行ってはじめて仕入税額控除の対象となるものです。このことから売上金額から差し引く処理は問題があります。

したがって、フランチャイズ手数料等を売上金額から差し引く処理は誤っており、商品の売上金額の全額を課税売上として計上する必要があります。

（7面に続く）

【非課税】

金銭の貸付けにおいて利息とみなされる事務手数料の取扱い

Q4 金融機関から資金を借り受ける際、金融機関との金銭消費貸借契約書において、利息のほかにも事務手数料として借入金額の1%相当額を支払うこととされています。

事務手数料は、利息制限法第3条<みなし利息>の規定により利息とみなされているため、消費税の取扱いにおいては利息と同様非課税仕入れとなるのでしょうか。

A 利息制限法第3条では、債権者が受ける元本以外の金銭を、すべて利息とみなすこととされています（みなし利息）。みなし利息とされる金銭は、利息とみなされますので、当然、利息制限法の制限金利の適用を受けることとされています。つまり、利息制限法上は、元本以外の金銭は、すべて利息として取り扱われているということになります。

しかしながら、このみなし利息については、暴利や債主による搾取から消費者を保護するために、金銭消費貸借における利息や遅延損害金の利率を一定限度に制限するという利息制限法の目的の範囲内で利息とみなされるものです。

したがって、利息制限法上、利息とみなされるからといって、消費税法においても利息として取り扱うということにはならず、事務手数料が何に對する対価なのかを判定し、その課否を決することになります。一般的には、当事者間において、金銭消費貸借の契約を締結するための役務の提供の対価として授受されるものと考えられますので、役務の提供の対価として課税の対象となります。つまり、支払う事務手数料は課税仕入れの対価として取り扱われることとなります。

【仕入税額控除】

対価未確定の場合の適格請求書等の取扱い

Q5 当社は、コンサルティング会社とコンサルティング取引を行いました。当初の予定より大幅に作業量が増加したため、報酬の増額交渉を受けていたところ、その途中で課税期間の末日を迎えてしまいました。報酬の金額が確定しませんでした。役務の提供は完了していたため、当初の報酬の見積額を対価の額として仕入税額控除の対象とし、申告しようと考えていますが、消費税の取扱いはどのようになりますか。

A 事業者が資産の譲渡等を行った場合において、その資産の譲渡等をした日の属する課税期間の末日までにその対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もることとされています（消基通10-1-20）。

ご質問のように、課税仕入れを行った者が課税期間の末日までにその支払対価の額が確定しなかった場合にも適正に支払対価の額を見積もることになります（消基通11-4-5）。

見積額で仕入税額控除を行う場合の取扱いは、次のとおりとなります。

① 見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合

取引の相手方から見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。なお、見積額を記載した仕入明細書を自ら作成し、相手の確認を受けた場合は、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められることとなります。

その後、確定額が見積額と異なる場合には、確定額が記載された適格請求書（対価の額を修正した適格請求書）の交付を受けた上で、これを保存する必要があります。

② 見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合

見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合であっても、例えば、電気・ガス・水道水の供給、機械等の保守点検、弁護士との顧問契約のように契約等に基づき継続的に課税資産の譲渡等が行われ、金額が確定した際に適格請求書の交付を受ける蓋然性の高い取引については、見積額が記載された適格請求書や仕入明細書の保存がなくても、その後、金額が確定したときに交付される適格請求書を保存することを条件として、課税仕入れを行う事業者が課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で、仕入税額控除を行うこととして差し支えないとされています（消基通11-6-8）。

なお、いずれの場合も、その後確定した対価の額が見積額と異なるときは、確定した対価の額に基づく課税仕入れに係る消費税額と見積額に基づく課税仕入れに係る消費税額との差額を、その確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額に加算又は減算することとなります（消基通11-4-5後段）。

したがって、貴社は上記の取扱いに沿って対応することとなります。

立替金に係る適格請求書

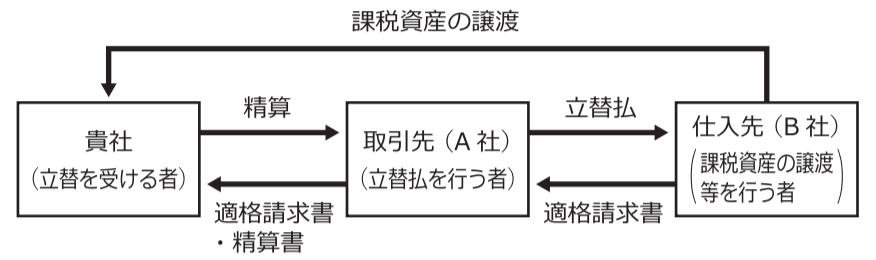
Q6 当社は、取引先のA社に経費を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるB社から交付される

適格請求書は立替払をしたA社あてのものですが、A社からこの適格請求書を受領して、保存することにより仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。

A 立替払をしたA社あてにB社から交付された適格請求書を、貴社がA社からそのまま受領したとしても、あくまでもこの適格請求書はA社あてのものですから、これをもって仕入税額控除の保存要件を満たすことにはなりません。

照会の場合において、立替払を行ったA社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるB社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、B社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（消基通11-6-2）。

また、この場合、立替払を行うA社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、B社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。



（参考）

A社が貴社を含む複数者分の経費を一括して立替払している場合、原則として、A社はB社から受領した適格請求書のコピー（写し）と、A社が作成した精算書を貴社を含む立替えを受けた者（「貴社等」といいます。）に交付する必要がありますが、A社において適格請求書のコピーが大量となり、そのコピーを交付することが困難であることを理由に、A社が立替払に係る適格請求書を保存し、かつ、貴社等の課税仕入れが適格請求書発行事業者から受けたものかどうかを貴社等が確認できるための措置（例えば、精算書に貴社等の課税仕入れに係る相手方の氏名又は名称及び登録番号を記載する方法のほか、これらの事項について貴社等へ別途書面等により通知する方法又は立替払に関する基本契約書等で明らかにする方法があります。）を講じた上で、精算書のみを交付した場合には、貴社等がその精算書を保存することにより、課税仕入れに係る適格請求書の保存があるものとされます（消基通11-6-2）。

交付を受けた適格請求書に誤りがあった場合に自ら修正することの可否

Q7 記載事項に誤りがある適格請求書を受け取った事業者が、自ら訂正することは認められないと聞いていますが、仕入税額控除の適用を受けるための請求書等の保存要件を満たすためにどのような対応が必要でしょうか。

A 買手である課税事業者は、交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（電磁的記録により提供を受けた場合も含みます。）の記載事項に誤りがあったときは、売手である適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書又は適格簡易請求書を請求し、修正した適格請求書又は適格簡易請求書を保存する必要があります。したがって、原則として、自ら追記や修正を行うことはできません。

しかし、買手である課税事業者が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、仕入税額控除の要件を満たす請求書等に該当することとされていますから（消法30③三）、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けた上で、その仕入明細書を保存することも可能となります。

また、受領した適格請求書の記載事項を買手が自ら修正することは、上記のとおり、原則として認められませんが、自ら修正して、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であると同時に、修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当すると取り扱われており、その書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えないとされています。

なお、これら仕入明細書等による対応を行った場合でも、売手において当初交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません（消法57の4⑥）。

複数の契約に係る適格請求書の交付

Q8 当社では、複数の工場があるメーカーに部品を販売しています。契約は各工場と行っており、代金はまとめて本社に請求しています。従来、請求に当たっては各工場ごとに消費税の端数処理を行って、その工場ごとの金額の合計額の請求書を作成していましたが、インボイス制度の開始により、消費税の端数処理については、一の適格請求書につき税率ごとに1回とされたこと聞き、個々の工場ごとの適格請求書とする方法に変更しましたが、適格請求書の写しの保存が多量となることや取引先の利便性もあり、1月分をまとめることを考えています。どのような方法がありますか。

A 適格請求書に記載する消費税額等は、適格請求書に記載した税率ごとに合計した課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額に、一定の割合（税抜価額の場合100分の10（又は100分の8）、税込価額の場合110分の10（又は108分の8））を乗じて算出し、その算出した消費税額等の1円未満の端数を処理するため、適格請求書に記載する消費税額等の端数処理は一の適格請求書につき、税率ごとに1回行うこととなります（消令70の10、消基通1-8-15）。

したがって、検討に当たっては次の点を考慮してください。

① 工場ごとの契約に基づき取引を行っているとしても、その対価の額を請求書内で合計し、適格請求書の記載事項（課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額）とすることは何ら問題ありません。

② 例えば、課税資産の譲渡等の税込価額を合計し、その合計金額から算出した消費税額等を記載することにより、適格請求書の記載事項である消費税額等とすることができます。

（注） 契約ごと（工場ごと）に算出した消費税額等を参考として記載することは問題ありませんが、適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりません。

口座振替・口座振込により家賃等の支払を受ける場合の適格請求書の交付義務

Q9 当社は新たに事務所の賃貸を開始することになりましたが、賃貸先との賃貸借契約書により、口座振替により家賃を受け取ることとし、毎月の請求書や領収書の交付は行わないこととしました。このような取引の場合に、当社として適格請求書の交付義務を果たす上で、注意することはありますか。

A 一般的に契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、賃貸先が仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。貸主としては、賃貸先の要求に応える必要がありますが、それには一定期間の賃貸料についての適格請求書をまとめて交付することのほか、次のような方法もあります。

適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されている場合に、賃貸先が実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご相談の場合には、賃貸先が適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳など（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

したがって、貸主である貴社としては、賃貸先に賃貸借契約書の記載事項に加え、通帳など取引年月日の事実を示すものを併せて保存することにより適格請求書の保存要件を満たすことを文書等により通知するなどの対応が必要になると思われます。

また、口座振込みにより賃貸料の支払を受ける場合は、賃貸先は、契約書とともに銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物

Q10 当社は不動産販売を行う法人です。居住用賃貸建物の取得は仕入税額控除の対象とならないと聞いていますが、当社では、取得した土地に建物を建設して販売しており、この建物は棚卸資産として会計処理しています。このような実態において事業年度末に在庫となっている建物については、居住用賃貸建物として仕入税額控除の対象にならないということになるのでしょうか。

A 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物で、高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産に該当するものに係る課税仕入れに係る税額については、仕入税額控除の対象とされていません（消法30⑩）。

この場合の「住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物」については、建物の構造及び設備の状況その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいうこととされており、例えば、次に掲げるようなものがこれに該当するとされています（消基通11-7-1）。

① 建物の全てが店舗等の事業用施設である建物など、建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物

② 旅館又はホテルなど、旅館業法第2条第1項<定義>に規定する旅館業に係る施設の貸付けに供することが明らかな建物

③ 棚卸資産として取得した建物であって、所有している間、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかなもの

貴社の建物の場合は、上記の③に該当すると考えられますので、取得した建物は居住用賃貸建物に該当しないものとして仕入税額控除の対象となります。

2割特例を適用できない課税期間

Q11 2割特例（小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）は、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える課税期間などは適用できないと聞いていますが、具体的な取扱いを教えてください。

A 1 2割特例の適用関係

2割特例は、適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みまず。）が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます（平28改正法附則51の2①）。

2 2割特例の適用ができない課税期間

以下の課税期間については、2割特例の適用を受けることはできません。

(1) 恒久的施設を有しない場合

○ 2割特例の適用を受けようとする課税期間の初日において恒久的施設（所得税法又は法人税法に規定する「恒久的施設」をいいます。）を有しない国外事業者が令和6年10月1日以後に開始する課税期間（28年改正法附則51の2①）

(2) 過去の売上が一定金額以上ある場合

- ① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える課税期間（消法9①）
- ② 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法9の2①）
- ③ 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法10、11、12）

(3) 新たに設立された法人が一定規模以上の法人である場合

○ 新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の2①、12の3①）

(4) 高額な資産を仕入れた場合

- ① 「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった後2年以内に一般課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合において、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法9⑦）
- ② 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けた課税期間中に、一般課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の2②、12の3③）
- ③ 一般課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合（棚卸資産の調整の適用を受けた場合）において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の4①②④）
- ④ 一般課税で金又は白金の地金等を仕入れた金額の合計額（税抜き）が200万円以上である場合において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の4③④、消令25の5④）

(5) 課税期間を短縮している場合

○ 課税期間の特例の適用を受ける課税期間

【その他の税額控除】

過去の販売実績等に基づき将来にわたって販売奨励金を支払う場合の課税関係

Q12 製造業を営む法人ですが、当社では、最近の経済情勢等を踏まえて、当社の製品を販売する個人事業主であるディーラーをつなぎとめるために、従来から、支給している一定期間の販売実績に応じた販売奨励金の支給に加えて、個人事業主であるディーラーが一定の年齢に達するまでの10年間の売上実績に基づき、個人事業者がその一定年齢になった後最長10年間にわたって販売奨励金を支給することを計画しています。

このような販売奨励金の支給についても、消費税法基本通達14-1-2<事業者が支払う販売奨励金等>の適用対象になるのでしょうか。

A 事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に対して金銭により支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当するとして取り扱われています（消基通14-1-2）。また、事業者が課税売上げについて対価の返還をした場合には、対価の返還に係る消費税額について課税標準額に対する消費税額から控除することとされています（消法38①）。消費税法基本通達で示される販売奨励金等の取扱いは、販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に対して金銭により支払うものです（消基通14-1-2）。ご相談の報奨金については、過去の販売実績に応じて支払うというもので、基本通達の要件を満たすものと考えられます。したがって、ディーラーが一定年齢になってから支払うものについても対価の返還に係る処理をすることは認められるものと考えられます。

（8面に続く）

【適格請求書発行事業者】

相続により適格請求書発行事業者の登録を受けていた被相続人の事業を承継した場合

Q13 相続により適格請求書発行事業者の登録を受けていた親の事業を承継しましたが、必要となる手続や適格請求書発行事業者の登録の効力などについて教えてください。

A 適格請求書発行事業者が死亡した場合、その相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があり、届出書の提出日の翌日又は死亡した日の翌日から4か月を経過した日のいずれか早い日に登録の効力が失われます（消法57の3①、②）。

また、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、相続人は適格請求書発行事業者の登録申請書の提出が必要となります（相続人が既に登録を受けている場合は必要ありません）。

なお、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4か月を経過する日のいずれか早い日までの期間については、相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置が設けられており、この場合、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています（消法57の3③）。

（注）相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置の適用がある場合、その措置の適用がある期間は被相続人の登録は有効となります（参考）消基通1-7-4）。

令和6年度の消費税の主な改正事項

(1) 消費税のプラットフォーム課税の創設

消費税のプラットフォーム課税の概要

Q14 消費税にプラットフォーム課税が創設されるとのことですが、どのような課税の仕組みとなるのでしょうか。

A 事業者が日本国内の消費者等向けに行うアプリの配信などの電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。以下「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）については、その事業者が国内事業者か国外事業者かにかかわらず、その役務提供を行う事業者が申告・納税を行うこととされています。

今回の改正により、令和7年4月1日以後に、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその役務の提供の対価を収受するものについては、その特定プラットフォーム事業者が、その役務の提供を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととされました。

※ 「国外事業者」とは、所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人をいいます。

特定プラットフォーム事業者とは

Q15 「特定プラットフォーム事業者」とは、どのような事業者ですか。

A プラットフォーム課税の対象は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、かつ、「特定プラットフォーム事業者」を介してその役務提供の対価を収受するものです。

この「特定プラットフォーム事業者」とは、次の要件を満たすプラットフォーム事業者として、国税庁長官の指定を受けた事業者をいいます。なお、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者を指定した場合、国税庁ホームページにおいて公表されることとされています。

※ 指定要件 プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が日本国内向けに行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、そのプラットフォーム事業者を介して収受するもの合計額が50億円を超える場合

(2) その他の改正事項

金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限

Q16 金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限が設けられたとのことですが、どのような内容ですか。

A 課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜金額）が200万円以上である場合には、その仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務が免除されないこととされました。

また、その仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととされました。

【適用開始時期】

令和6年4月1日以後に行う課税仕入れ等から適用されます。

免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限

Q17 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置について、その適用に制限が加えられたとのことですが、どのような内容ですか。

A 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行う仕入れであっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行うもので、一定の帳簿等を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合（80%、50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

今回の改正により、一の免税事業者等から行うこの経過措置の対象となる課税仕入れの合計額（税込金額）がその年又は事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、この経過措置の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】

令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

Q18 自動販売機等により課税仕入れを行った場合の帳簿への記載事項について、改正が行われたとのことですが、どのような内容ですか。

A 自動販売機特例（注1）が適用される自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに回収特例（注2）が適用される使用の際に証票が回収される課税仕入れのうち税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要とされました。

注1 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうちその課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

注2 入場券等で適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、その引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

【適用開始時期】

令和5年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

Q19 免税購入品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除に制限が加えられたとのことですが、どのような内容ですか。

A いわゆる免税店と呼ばれる輸出物品販売場で消費税が免除された物品（免税購入品）であることを知りながら、その物品を仕入れた場合、その課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされました。

【適用開始時期】

令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

※ その他「国外事業者等における事業者免税点制度の特例等の見直し」が行われていますので、詳しくは国税庁のホームページ等でご確認ください。

続 傍流の正論 9 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

第6回では、租税法主義の下で税法と私法との関係について論じたが、実務上の租税関係は、税務通達によっても大きな影響を受けることになる。しかし、租税法主義における法の存在形式である「法源」には、法律、政令、告示・告示、条例・規則、租税条約及び慣習法(行政先例法、判例法)が含まれるが、税務通達はそこに含まれない。そうすると、税務通達が租税の法律関係に影響を及ぼすことはできないはずである。しかし、そのように言い切れないところに、種々の問題がある。

その問題を解決するためには、税務通達の法的性格を明らかにする必要がある。この点について、国家行政組織法14条2項は、「各大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所掌の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができ」と定めている。すなわち、国税に関する税務通達は、国税庁の所掌事務(基本的には国税に関する税法の執行事務)について、国税庁長官が、命令又は示達するために、国税局長等に対して発せられるものである。

そして、国家公務員法98条1項は、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定め、同法82条は「この法律又はこの法律に基づき命令に違反した場合」職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った場合等には、その職員に対して、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる旨定めている。

このように、国税庁長官から税務通達によって税法解釈等について指示(命令)を受ける税務職員に対しては、税務通達の厳しい順守義務が課せられることになるので、法的拘束力を有することになる。

税務通達の法的性格

(法源)の定めるところによって納税義務を履行すれば足りるのであって、税務通達の取扱いに左右されることはないと考えられる。しかし、現実には、そうではなく、むしろ、納税者やその代理人となる税理士の方が、税務通達の取扱いに敏感であり、実質的な法的拘束力を受けることになる。

その一つは、税務通達の間接的拘束力である。例えば、納税者が相続した土地の「時価」を1平方メートル当たり80万円と評価して納税申告しても、税務通達による路線価に100万円と定められていたら、その路線価による課税処分を受けることになる。もちろん、その課税処分を法廷で争うことは可能であるが、争訟上のコストや勝訴の見通し(10%足らず)を考慮すると、最初から税務通達で定めた路線価によって納税申告することにもなる。これは、間接的拘束力と言える。

二つは、便利である。相続した土地や非上場株式の「時価」は、通常の市場価格があるわけでもないのに、その評価は誰しも困難であるが、税務通達をみれば、土地であれば、路線価等により、非上場株式であれば、類似業種比準方式等によって、比較的簡単に評価できることになる。

三つは、税務通達の方が有利なことがある。前述の路線価については、通常の土地の取引価額の指標とされている地価公示価格の8割で評価されている。また、所得税法36条によれば、経済的な利益の「その時の価額」によって収入金額を算定しなければならぬことになっているが、所得税基本通達36-21以下には、「課税しない経済的利益」が列挙されている。

四つは、税理士が税務通達を無視して納税者に不利益を与えた場合には、損害賠償の責を負うことがある。これは、税理士は、専門家責任を果たすため、租税の専門家として、租税についての全ての知識を求められるからである。

以上のように、納税者側は、税務通達は法源ではないからといってその取扱いを無視することはできず、実質的な拘束を受けなければならない。このことは、また、税務通達の取扱いの是非やその取扱いに反した課税処分の効力など、納税者側にも種々の法律問題が生じることに留意する必要がある。

セキュリティ対策

OSの適切なバージョンアップ	機能の更新だけでなく、セキュリティ対策の強化でもあるため(OSとは、オペレーティングシステムの略、Windows、MacOS、Android、iOSなどのパソコンやスマートフォンを動かすための基本ソフト)。
ウィルス対策ソフトの活用	最低でもOSに標準装備されるセキュリティ機能の設定は必須(パソコンだけでなくモバイル端末も同様)。
パスワードの強化	氏名・生年月日等の単純パスワードの使い回しは避け、英字・数字・大小文字・記号等を絡めて桁数を多めに設定することが推奨され、また、そのパスワードの秘匿管理も重要。
データへのアクセス権限の限定	重要情報を閲覧等できる人員の管理の徹底。

バックアップ対策

バックアップするデータの選定	会計・税務システム等に標準装備されるバックアップ機能で保存されるデータに加え、それ以外に作成されるデータも保存対象に含める。
バックアップを複数作成	単一のバックアップだけでは元データと同時に破損等する可能性も否定できないため、複数、それも外付けハードディスクといった機器への保存だけでなくクラウドデータストレージも使うなど、物理的に別な場所、別の機能の利用が推奨。

刻なダメージを与えかねませんので、適切に対応をして、安全にデジタル化のメリットを享受して頂きたいと思っております。

セキュリティとバックアップ 適切に対応してデジタル化のメリットを

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

■税理士 若林 俊之

会計・税務のデジタル対応を進めるうえで欠かせないのが、セキュリティ対策とデータのバックアップの保全です。クラウドサービスやリモートアクセス等のネットを介したサービスの利用によって、データへのアクセスの機会と接触経路が増えていきます。会計・税務に関するデータは、経営に関する重要情報や個人情報が多く含まれているため、社外への流出といった事態を避けるべくセキュリティ対策が必須です。データのバックアップについても、単にデジタル化で取り扱うデータ量が増加することへの対応というだけでなく、例えば、電子帳簿保存法の義務化により電子取引保存されるデータなどは元の紙の資料が存在しないので、その消失は記録の一切を失うことを意味するため、コピーデータの保存は絶対に必要です。【セキュリティ対策】多様な対策がありますが、最低限表のような点について検討が必要と考えられます。【バックアップ対策】事故による破損や老朽化による機器の不備等は避けられませんので、それを前提として表のような対策をする必要があります。注意点が多く感じられるかもしれませんが、一度設定すれば良いだけのものばかりです。データの漏洩や消失は事業体に深

いつの時代にも 人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗
【本社】〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



窯焼き立てごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店
SUINA室町店
どい DO PLUS ONE Kyoto

NIPPLA
各種切断砥石

N.P.S.

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

裁決事例集

207

裁決のポイント

請求人が相続により取得した土地について、財産評価基本通達に定める評価方法によるべきではない特別な事情があるとは認められず、固定資産税評価額に基づいて当該通達に従って評価された価額は適正な時価を上回るものではないと事実上推認することができるかと判断した事例。

請求人が、相続により取得した市街化調整区域内の土地の価額について、財産評価基本通達の定める評価方法に基づく評価額により相続税の申告をした後、当該土地には建築制限等があるため当該評価額の2分の1に相当する金額で評価すべきとして更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、財産評価基本通達の定める評価方法によらないことが正当と認されるような特別な事情はないとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人が、その一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和5年11月9日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人の父(本件被相続人)は、平成28年6月(本件相続開始日)に死亡し、本件相続が開始した。
本件被相続人の相続人は、長男である請求人および長女の2名であったところ、遺産分割協議の結果、請求人が本件相続に係る相続財産の全てを取得することとなった。

相続財産には、土地1、土地2および土地3(本件各土地)が含まれていた。土地1および土地2は、本件相続開始日において、本件被相続人が所有する工

建築制限等は考慮、通達の定める評価方法によるべきではない特別な事情なし

編集部編

場、物置および倉庫等の敷地として利用されていた。

土地3は、本件相続開始日において、本件被相続人と請求人が共有する居室等の敷地として利用されていた(当該居室等と上記の各建物等を併せて本件各建物)。

A市長は、本件各土地の平成28年度の固定資産税評価額について、現況地目をいづれも宅地として、その評価額を決定した。

X国税局長は、評価通達の定めるところに基づき、28年分の財産評価基準書において、本件各土地の所在する地域について、いづれも倍率方式により評価する地域に指定し、当該地域の宅地の固定資産税評価額に乘する倍率を1・1倍と定めた。

争点は、本件各通達評価額には、相続税法第22条に規定する時価を上回る違法があるか否か。

請求人の主張

本件各土地は、市街化調整区域内に所在し、かつ、いわゆる既存宅地(市街化調整区域に関する都市計画が決定等された際、既に宅地であった土地で現在まで継続しているもの)でない土地であるから、都市計画法や農地法による建築制限や売買制限がある。

そのため、本件各土地は、A市の許可を得なければ、不特定多数の者が購入することができない土地であるから、その価値が大幅に減少する。

本件各土地の上には、昭和40年代から昭和50年代に本件被相続人等が建築した本件各建物が存在しており、本件各土地を売却しようとする、本件各建物の取壊しを求められるため、取壊し費用や整地費用等の負担が生じることとなる。

審判所の判断

本件各土地の本件相続開始日における現況は、本件各建物の敷地として利用されている宅地であったことから、本件各土地の価額については、地目を宅地とし

て評価することとなること、市街化調整区域内に所在する本件各土地の評価の基礎となる28年度の固定資産税評価額は、A市土地評価要領等に依り決定されており、また、本件各土地に適用される固定資産税評価額に乘する倍率は適正に評定されたものであり、いづれもその算定過程等に不合理な点は認められないから、本件各土地については、評価通達の定める評価方法により評価することが相当である。

そして、本件各通達評価額は、評価通達の定める評価方法に従って算定されており、当審判所の調査の結果によれば、いづれも算定過程に誤りは認められない。

そうすると、本件各土地について、評価通達の定める評価方法を画一的に適用することによって、本件各土地の時価を超える評価額となり、適正な時価を求めることができない結果となるなど、評価通達の定める評価方法によるべきではない特別な事情がない限り、本件各通達評価額は本件各土地の適正な時価を上回ることができることとなる。

本件各通達評価額は、適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有している評価通達の定める評価方法により算定されており、本件各土地が既存宅地でない土地であることの宅地利用上の制限については、評価通達の基礎となる固定資産税評価において減価修正がされ本件各通達評価額の算定過程において考慮されていること、本件土地の上には相続開始日において本件各建物が存在し、居室等として使用されている状況にあって、本件各建物の取壊し費用等を本件各土地の価額に反映させるべき事情は見当たらないことから、請求人が主張する事情は、いづれも評価通達の定める評価方法によるべきではない特別な事情に該当しない。

本件各通達評価額に、相続税法第22条に規定する時価を上回る違法があるとは認められない。

注目の二冊

インボイス制度

電子帳簿保存法への実務対応

佐藤 敏郎 著

令和5年10月1日からインボイス制度がスタートしてもうすぐ1年が経過しようとしている。その間、電子帳簿保存法の電子取引における有期限規定が令和5年年末で廃止され、新たな基準が設けられるなど、毎年のように改正が行われている。

電子帳簿保存法の「電子取引データ保存」とインボイス制度は、どちらも取引関係書類に関するルールで、今後は、新たに導入されたインボイス制度と改正された電子帳簿保存法の2つの制度に対応が必要となる。

本書は、令和4年1月から令和6年5月まで大蔵財務協会発行の「国税速報」に対話形式で連載として掲載したものをアップデートしたもの。

電子帳簿保存法とインボイス制度のそれぞれの概要と関係性及び実務で対応するにあたってのポイントを、対話形式と図表によりわかりやすく解説。

それに加えて、「納税のDX化」にも触れるとともに、取引から納税までバックオフィスの完全デジタル化の全体像を明らかにすることで全体を総括した。

B5判、148ページ。定価2,200円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



昭和日本材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市中区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 小田島 隆
本社／〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151
営業所／花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミック工場
卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場
「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜雄

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢野一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-3 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

編集部編 9

七つの禁止行為

フリーランス保護法では、特定業務委託事業者が、特定受託事業者(いわゆるフリーランス)に1か月以上の業務委託をする場合、下請法で定めている禁止行為を参考に、七つの禁止行為が定められています。契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含まれます。

七つの禁止行為は、①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買ったとき、⑤購入・利用強制、⑥不当な経済上の利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更及び不当なやり直し。

受領拒否や買ったときなどを禁止

①の受領拒否は、特定受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。特定業務委託事業者の一方的な都合によるキャンセルもこの受領拒否に当たります。

②の報酬の減額は、特定受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した報酬を、発注後に減額することです。当事者間で減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者に責任がない場合には、この禁止行為に該当します。

③の返品は、特定受託事業者に責任がないにもかかわらず、発注した物品等を受領後に返品することです。特定業務委託事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、仮に特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で返品することについて合意があったとしても、特

定受託事業者に責任がないにもかかわらず、返品することは、違反となります。

④の買ったときは、通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めることです。この買ったときに該当するかどうかは、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で、報酬に関して十分な協議が行われたかどうか、同種または類似の商品、役務などとの価格の比較、必要な原材料等の価格動向などを総合的に考慮して判断することになります。

⑤の購入・利用強制は、特定受託事業者に発注する物品・役務の品質を維持するためなどの

正当な理由がないにもかかわらず、特定業務委託事業者が指定する、業務に関連のない製品やサービス、保険、リース商品などの購入・利用を特定受託事業者に対して強制することです。

⑥の不当な経済上の利益の提供要請は、特定業務委託事業者が自己のために特定受託事業者に金銭やサービスその他の経済上の利益を不当に提供させることです。これは、協賛金の提供や、配送業務を請け負っている者に倉庫の整理作業を無償で、追加して行わせるような要請を行うことが想定されます。

⑦の不当な給付内容の変更及び不当なやり直しは、特定受託事業者に責任がないにもかかわらず、発注内容の変更を行った場合に、特定受託事業者が作業に要した費用を特定業務委託事業者が負担することなく不当なやり直しを行わせることです。

資格試験の勉強から得られるものは何か? この問いの本質を追求する議論は、少ない印象がある。大学受験なら大学に入るための入試だったと、割り切る人も多い。仕事の基盤になる国家資格になると、試験勉強に投入した時間は、大学受験の比ではないと推測される。法曹志望の学生には、「司法試験の合格は、車の運転免許と同じですよ」と伝えている。目指す人には憧れの存在(資格)かもしれないが、とってみれば一緒に仕事をする人はみな弁護士である。同じ資格者が集

税の書物をひも解く

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

9

税法学原論 北野弘久 著

勁草書房

納税者の権利という観点から税法学を捉える

資格を得ることはできない。しかし、その資格をとりたいたいとする人が多いと競争が起きる。大学受験のように資格の取得(試験の合格)に難易度が生まれ、取得自体が自己目的化しがちである。2%の合格率だった旧司法試験の合格者は、合格自体に誇りを持っていて、合格者に観察される。しかし、時代の合格率にかかわらず、あくまで「標準思考」を体得した免許に過ぎない。専門家として立つためには、標準思考を基礎に、「批判的思考」が必須になる。専門家になってからの個人による膨大な文献読み・研究・経験に裏打ちされた「独自の思考」が芽生えたとき、初めて独立した専門家といえるのではないかと、1冊のエッセイ本で問うてみた。そのとき参照した2人の1人が、本書の著者である(もう1人は金子先生)。「税法学原論」は2010年の北野先生の逝去後も、黒川功教授により補訂され改訂版が刊行されている。北野税法学とも言われる先生の税法学に対する想いは、1984年に記された序文(本書に収録)を読むとわかる。1972年に刊行された『税法学の基本問題』の序文の引

用から始まるのだが、標準思考からの独立を北野弘久教授が一貫して追求していたことが伝わる。それは、納税者の権利という観点から税法学を捉え、憲法の価値体系のなかに税法を明確に位置づけることであった。課税要件法の観点から税法学を構築した金子先生とは視点が全く異なるが、各々の世界観だ。憲法は理念だと感じるかもしれないが、現実の税制も憲法の価値に適合することが求められる。たとえば、所得税法の定める現在の基礎控除は、令和時代にあった内容といえるのか? これはわたしの自問に過ぎないが、本書をひも解くと、「そうですね。それなら『最低生活費非課税の原則』から考えてみたらいいですか? 憲法25条(生存権)です」と。こんな風に本書は、読者に語りかけてくる。北野先生が人生をかけて紡いだ税法の物語である。



太線で区切られた3x3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年分の相続税申告における課税財産において現金・預貯金等が占める割合になります。

答え = A B . C %

予想難易度: 7

3x3 grid puzzle with numbers and letters A, B, C.

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 9月9日(月)

前回の答え 1,855万円

豊かな経験、確かな技術。



大一電気工業株式会社 取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067 高松市松福町2丁目4-6 TEL087-851-1178(代) FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島 建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

税務行政のDXを推進

関信局の岩佐局長が就任会見

7月5日付の人事異動で関東信越国税局長に就任した岩佐理氏がこのほど、就任会見を行った。写真。会見で岩佐局長は「国税庁の任務の際たるものは、内国税の適正かつ公平な賦課・徴収の実現であるので、これを時代にあわせてやり方ですっかりとマネジメントしていきたい」と抱負を語った。



その上で、「これだけデジタル化が進んでいないといけない。納税者の利便性を向上させるべく、我々の仕事もデジタル技術を活用しながらより高度化・効率化させていく。足元だけでなく、将来も見据えて職員とともに考えながら進めていきたい」とし、また、同局管内には多くの日本酒の酒蔵があることに触れつつ、「ワイン、ウイスキー、ビールなどもつくられている。それぞれの地域の実情も踏まえて、税務署と一体となって酒類業の振興にも取り組んでいきたい」と述べた。



岩佐理(いわさ・おさむ)氏の略歴 平成6年大蔵省入省。16年、米子税務署長。平成29年、財務省主計局主計官。令和3年、内閣官

被災者に寄り添って対応

金沢局の長内局長が就任会見

7月10日付の人事異動により、金沢国税局長に就任した長内昌三氏がこのほど、就任記者会見を行った。写真。

会見で長内局長は、冒頭、令和6年能登半島地震において被災された方々に心からのお見舞いを申し上げた上で、「税務行政を円滑に運営していくためには、納税者の皆様のご理解と信頼を得ることが不可欠であり、適正な申告・納税を行っていただく誠実な納税者の方



々が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者に対しては厳正の対応については、「申告する税務署を中心に、災害に関する各種税制措置等の相談が続くことが見込まれますが、納税者の皆様への対応に当たりましては、引き続き、被災された方々に寄り添った親切丁寧な対応を行ってまいります」と語った。

また、税務行政のDXの推進については、「納税者の方々の利便性の向上のため、日常使い慣れたデジタルツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境の充実を目指すなど、『納税者目線』を大切に税務手続のデジタル化に関する各種施策を進めていきたい」と力強く抱負を語った。



当日は、長内局長をはじめとした税務署職員と、納税貯蓄組合連合会各支店のポケットティッシュを配布し、納税貯蓄・期限内完納の推進を呼び掛けた。写真。

お祭りなどで税の啓発活動 札幌南法人会 公益社団法人札幌南法人会(荒井喜和会長)は、12支部に分かれて活動しており、今回、その中の8支部が夏の税の啓発活動として、10か所のお祭り会場やイベント会場で一般の小学生以下を対象にオリジナルの税金ノートや法人会グッズのウェットティッシュ、メモ帳を配布した。写真

長内昌三(おさない しょうぞう)氏の略歴 昭和58年札幌国税局入局。東京国税局課税第一部長、令和5年7月から国税庁監督評価官室長などを経て、現職。59歳、北海道出身。



親子で楽しむ♪税とラテンコンサート開催

江戸川北法人会

親子350人が税を学び、木本署長も出席

東京・一般社団法人江戸川北法人会(高橋桂治会長)は8月2日、江戸川区総合文化センターで「親子で楽しむ♪税とラテン音楽楽しいミュージックコンサート」を開催した(後援/江戸川区教育委員会)。写真。

当日は、来賓として江戸川北税務署の木本正樹署長など出席し、会場には地元の小中学生とその保護者ら約350人が訪れた。まず、コンサートに先立ち、「楽しい租税教室」税金ってなあに?」を行い、税博士が税金クイズを交えて、身近な税の話を行った。

続いて「楽しいミュージックコンサート」では、「ラバンバ」に合わせて冒頭から手拍子で盛り上がり、「テキーラ」では、親子で大合唱するなど参加者が一体となり、最後まで楽しいコンサートとなった。

また、税務行政のDXの推進については、「納税者の方々の利便性の向上のため、日常使い慣れたデジタルツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境の充実を目指すなど、『納税者目線』を大切に税務手続のデジタル化に関する各種施策を進めていきたい」と力強く抱負を語った。

長内昌三(おさない しょうぞう)氏の略歴 昭和58年札幌国税局入局。東京国税局課税第一部長、令和5年7月から国税庁監督評価官室長などを経て、現職。59歳、北海道出身。

お祭りなどで税の啓発活動 札幌南法人会 公益社団法人札幌南法人会(荒井喜和会長)は、12支部に分かれて活動しており、今回、その中の8支部が夏の税の啓発活動として、10か所のお祭り会場やイベント会場で一般の小学生以下を対象にオリジナルの税金ノートや法人会グッズのウェットティッシュ、メモ帳を配布した。写真

当日は、長内局長をはじめとした税務署職員と、納税貯蓄組合連合会各支店のポケットティッシュを配布し、納税貯蓄・期限内完納の推進を呼び掛けた。写真。

ひろしま銘菓 川通り餅 御菓子処 株式会社 亀屋 本社/広島市東区光町一丁目二一十三 電話(082)261-4141(代) 広島店/e-ki e-ki 広島店 電話(082)261-4141(代)

なみを超えろ HSB 檜垣造船株式会社 代表取締役社長 檜垣 宏彰 本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25 TEL. 0898-41-9147(代) 東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10 TEL. 03-3553-8391(代) URL http://www.higaki.co.jp/

躍進する井原グループ 総合建設業 井原工業株式会社 代表取締役 井原 伸 三星道路株式会社 代表取締役 井原 司 本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4-2-18 電話(0896)24-4435(代)